

交通拠点整備基本構想検討業務
概要仕様書

令和4年6月

沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通担当

以下には、本業務で必要な項目を記載しており、提案を求める項目には、[提案]と記載する。なお、[提案]がない項目においても、自由な発想による効果的、効率的な提案がある場合は、提案を行っても良いものとする。

また、記載項目にとらわれることなく、追加または入れ替えたい業務項目があれば、提案しても良い。

1. 業務名称

交通拠点整備基本構想検討業務

2. 業務目的

胡屋地区（胡屋・中央地区）では、国道の拡幅を契機とし、沿道まちづくりの将来像や基本方針、官民それぞれが担うべき役割を示す推進体制、共有したい意識・行動を含めた基本姿勢、さらに段階的な沿道の実現イメージをまとめた沿道まちづくりビジョン（案）（以下、「ビジョン」という）、を作成している。

ビジョンの基本方針においては、「【交通・回遊】KOZA からモビリティを変えていく」としており、マイカーから多様な移動手段へのシフトを促し、コザの回遊性向上を位置づけている。

一方、沖縄県においては、「沖縄県公共交通活性化推進協議会」を設置し、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画」において、県内路線バスの課題へ対応すべく、利用しやすく効率的で確実な走行性、シームレスな乗り継ぎを図り、バス網の再構築を推進するため、基幹バスシステムを導入し、沖縄市側の交通結節点整備に取り組む必要があると示されている。

また、国においては、交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路付属物として新たに位置づける道路法改正や、交通拠点の機能強化に関する計画ガイドラインを作成した。

令和3年度において、本市ではビジョンに基づき、国や県と連携し、本市等における現状及び課題等を踏まえ、胡屋地区に望ましい交通結節点を踏まえた交通・回遊機能の検討を行った。

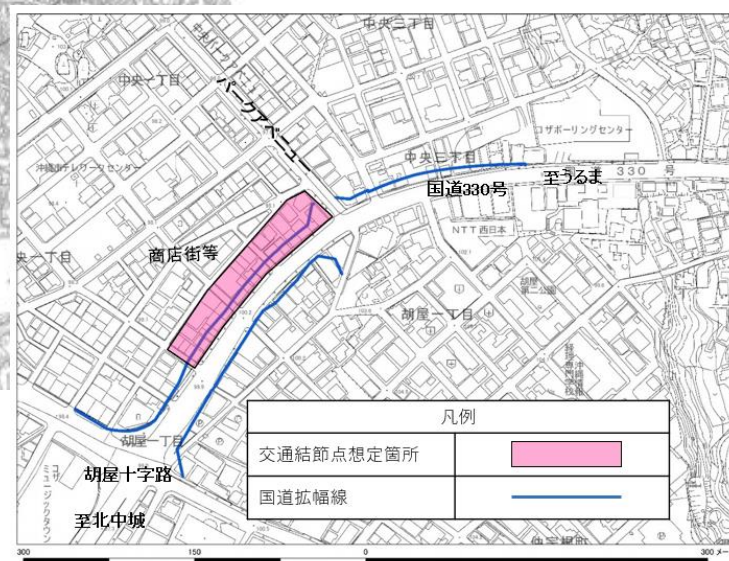
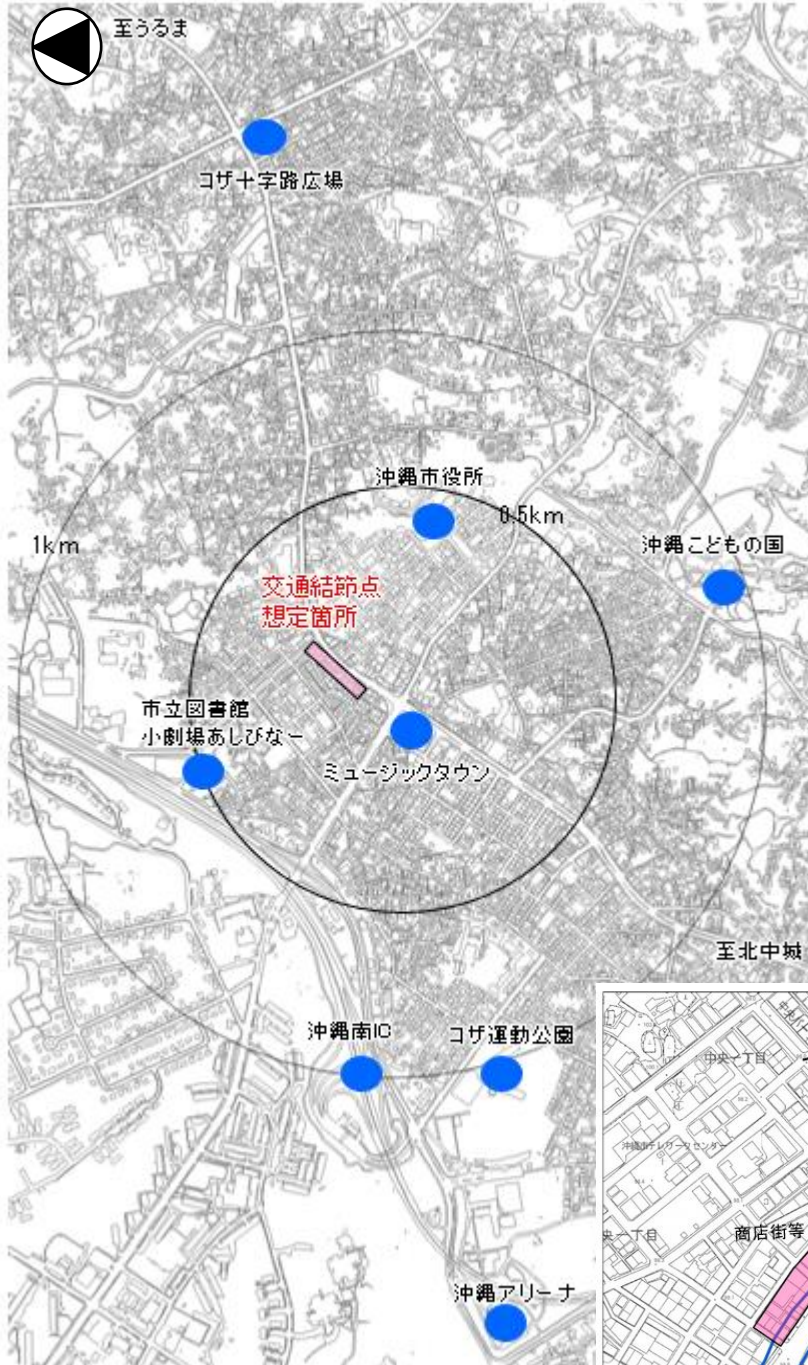
本業務ではこれまでの経緯を踏まえ、胡屋地区周辺の地域住民（住民・商店主）や関係権利者（土地や建物所有者）等の合意形成や機運醸成を図るとともに、胡屋地区における交通・回遊を踏まえた交通拠点整備基本構想の検討を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

4. 対象範囲

対象は下図を基本とし、検討状況により必要な範囲とする。



交通結節点想定箇所拡大図

5. 業務内容

[提案] (1) 地域住民等との意見交換会等の実施 (対象 500 人、2 回程度)

地域住民等や交通結節点想定箇所の権利者等に対して、対象範囲における交通・回遊を踏まえた交通拠点整備基本構想 (案) について、合意形成を図るための意見交換会や、機運醸成を図るための講演会等を行う。

参加者に対して案内文を郵送する。(500 人程度) また、郵送先が不明な方へはポスティングを行う。

なお、意見交換会等の実施の際には、対象範囲における回遊性を高める機能についても、意見を伺う。

地域住民との意見交換会について、どのような資料や手法を用いて、どのようなタイミングでいつ開催するのか。
講演会等について、どのような講師を招聘し、どのような講演会を、どのようなタイミングでいつ開催するのかなどを具体的に提案。

[提案] (2) 調査の実施 (対象 500 人、1 回程度)

地域住民等にアンケート調査を実施し、対象範囲における交通・回遊を踏まえた交通拠点整備基本構想 (案) について意見の把握を行う。

調査の際には、対象範囲における回遊性を高める機能についても、意見を伺う。

また、交通結節点想定箇所の権利者等に対し、交通拠点整備に向けた意向調査を実施する。

なお、郵送先が不明な方へはポスティングを行う。

地域住民等へのアンケート調査について、どのような設問を想定し、どの範囲を対象に、どのようなタイミングでいつ実施するのか。
権利者等への意向調査について、どのような設問を想定し、どのようなタイミングでいつ実施するのかなど、具体的に提案。

[提案] (3) 構想 (案) の検討

対象範囲内での施設間の移動方法や動線 (交通・回遊) を踏まえた、交通拠点整備基本構想 (案) の検討を行う。

どのような業務フローで構想 (案) の検討を行うのか。また、交通結節点を中心として施設間の移動方法や動線をどのように設定し、構想に位置付けていくのか、具体的に提案。

[提案] (4) 構想検討会の開催

有識者や関係団体を含めた検討会（委員約 20 名程度）を開催し、本業務の取り組み内容や構想内容について意見聴取を行う。（2 回程度）

なお、会の開催前（約 1 か月前）に、委員に事前説明を行うため、そのスケジュールを踏まえ、資料作成を行うとともに、事前説明へ同行する。

※会場及び委員報償費は、別途市で計上しております。

どのような委員やオブザーバーを想定し、どのようなタイミングでいつ開催するのかなどを具体的に提案。

(5) 庁内連絡会の開催

本市関係課を集めた連絡会（約 10 課程度）を開催し、取り組み内容や構想内容について意見聴取を行う。（2 回程度）

また、会の開催前（約 1 週間前）に、資料を事前に共有するため、そのスケジュールを踏まえ、資料作成を行う。

なお、資料は構想検討会に使用する資料を想定する。

(6) イメージパースの作成

これまでの業務で検討した内容のイメージパースの作成を行う。

(7) 報告書等の作成

業務の成果として、報告書、概要版、関係資料集を作成する。

なお、概要版は、地域住民や権利者等に誤解がなく内容が伝わりやすいよう、文言やレイアウトなど留意し、作成を行う。

(8) 打合せ協議

受注者は、適正な業務の遂行を図る為、市担当者と作業計画、作業方法等について緊密な連絡をとり、十分な打合せを行うものとし、作業途中において市担当者が中間報告（関係資料含む）を求めたときは直ちに報告を行う。

なお、打合せ回数は 3 回を基本とする。

6. 成果品

- | | | |
|--------------------------|-----------------|-------|
| (1) 報告書 | A4/50 頁程度、一部カラー | 50 部 |
| (2) 報告書 概要版 | A4/8 頁程度、フルカラー | 200 部 |
| (3) イメージパース | 8 枚程度 | 1 式 |
| (4) 上記の電子データ（PDF、Word 等） | | 1 式 |
| (5) その他業務に係る関係資料集 | | 1 式 |

7. 留意事項

- (1) 本業務は、関係機関等と連携を要するため、受注者は臨機応変に対応できる実施体制を整え、業務に望むものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を写真、複写、写しの作成などの複製行為を行ってはならないものとし、受注者の善良なる管理者としての注意義務の下に管理し、第三者に閲覧させ、もしくは開示してはならない。
- (7) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (8) 本業務は沖縄県土木建設部の「土木設計業務等共通仕様書」に基づき、実施する。
- (9) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (10) 上記のほか、業務上の疑義については、双方で協議のうえ、決定する。